

### 第3回浜田市農業委員会総会 会議議事録

日時：令和3年4月23日（金）午前9時30分

場所：浜田市役所 4階 講堂 A B

#### 1 出席委員

農業委員（16名）

1 番 原田 義一	2 番 三浦 寿紀	3 番 佐々木京子	5 番 川本 聖光	6 番 野上 省三
9 番 河崎 健	10 番 宮崎 龍生	11 番 玉田 一	12 番 高橋 伸幸	13 番 大崎 健太
14 番 中田 善喜	15 番 林 秀司	16 番 佐々森義見	17 番 渡辺 弘之	18 番 奥迫 忠幸
19 番 松山 純久				

農地利用最適化推進委員（15名）

1 番 前田 正典	2 番 徳田マスエ	3 番 永見 繁廣	5 番 小川 明人	6 番 領家 悟
9 番 藤若 裕香	10 番 橋本 安延	11 番 串崎 美之	12 番 小松原常雄	14 番 河野 恒弘
14 番 近重 邦昭	16 番 田村 邦麿	17 番 岡田 勝	18 番 大谷 数義	19 番 長野 昭三

#### 2 欠席委員

農業委員（3名）

4 番 柿元 信次、7 番 岡本 健治、8 番 青葉 真

農地利用最適化推進委員（3名）

4 番 小谷 保雄、8 番 岡本 定文、13 番 渡邊 弘登

#### 3 提出議案

##### ○議案

議第1号 農用地利用集積計画の策定について  
議第2号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議第4号 転用統制外証明願いについて

##### ○報告事項

公共事業による廃土処理届出書について  
認定電気通信事業者等が行う農地転用届について

##### ○その他

#### 4 出席職員

農業委員会事務局 : 木屋事務局長、岡本農地係長  
産業経済部農林振興課 : 石原課長、藤井主任主事、梨子木主事  
松本会計年度任用職員  
しまね農業振興公社 : 植本農地集積相談員

<p>会 長</p>	<p>おはようございます。          ただいまから第3回浜田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の欠席は、          4番 柿元農業委員、7番 岡本農業委員、8番 青葉農業委員          4番 小谷推進委員、8番 岡本推進委員、13番 渡邊推進委員          以上 6名の方から欠席の届出が出ております。</p> <p>良い天気が続き、田畑に水がないという地域があるということを伺っています。田植えの時期を迎え、多少なりとも雨が降り、田植えに影響がなければ良いと思っております。</p> <p>本日の議事録署名者は、10番 宮崎委員、11番 玉田委員です。          よろしく申し上げます。</p>
<p>会 長</p>	<p>では、議事に入ります。          議第1号、農用地利用集積計画の策定について、議決を求めます。          それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定についてご審議のうえ、農業委員会の議決をいただきたいと思っております。</p> <p>農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をご覧ください。          農用地利用集積計画（案）についてですが、農業者の皆さまからの申し出に基づいて計画の方を策定しております。今回、申し出のありました利用権設定は、18件、38筆、48,878㎡になっております。          申し出のありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。          公告日は4月26日を予定しており、利用権設定については開始日を令和3年5月1日以降としております。          農用地利用集積計画（案）については、以上でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>以上で、事務局の説明が終わりました。皆様方の中で、ご意見がございましたら、ご発言願います。どなたか、ございませんか。</p>
<p>会 長</p>	<p>ございませんか。意見、ご質問が無いようですので、今回の農用地利用集積計画案についてご承認いただける方の挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>～全委員 挙手～</p>

会 長	<p>ありがとうございました。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。</p>
会 長	<p>続きまして、議第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農業委員会等に関する法律第6条第1項第1号の規定により、農地の所有権移転や農地の転用などの審議をお願いいたします。</p> <p>農地法第3条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用権の設定、移転などについて、ご審議いただきます。総会資料3ページからになります。総会案件現況写真、転用等案件箇所一覧もご覧ください。</p> <p>1号について、説明いたします。 申請地は、内村町松羽〇〇にある畑です。 場所は〇〇です。 この案件は、先月報告させていただきました、農地付き空き家の対象物件で、譲受人が売買で申請地を取得するものです。譲受人の耕作面積は 5.45 a で、下限面積については、特例によりまして 1a 以上という基準を満たしております。</p> <p>2号について説明いたします。 申請地は、田橋町〇〇の田です。 場所は、〇〇です。 この申請は、譲受人が贈与で、申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて譲受人の耕作面積は 155 a 余りとなり、下限面積基準を満たしております。</p> <p>3号について説明いたします。 申請地は、田橋町〇〇の田、畑です。 場所は〇〇です。 この申請は、親子間の贈与で、申請地を取得するものです。 このたびの申請地とあわせて、譲受人の耕作面積は 51 a 余りとなり、下限面積基準を満たしております。</p> <p>4号について説明いたします。 申請地は、三隅町三隅〇〇の田です。 場所は、〇〇です。 この申請は、譲受人が売買で申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて、譲受人の耕作面積は 46 a 余りとなり、下限面積基準を満たしております。 農地法第3条申請については、以上4件でございます。</p>

会 長	<p>ただ今、事務局から第3条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。1～3号について、3番 佐々木委員 もしくは 永見推進委員 お願いします。</p>
佐々木委員	<p>4月16日、1～3号を事務局と永見推進委員で現地を確認しました。1号は、4月にも空家バンクとして現地を確認しましたが、特に問題はなく良い場所と思いました。2号は、水を張ってあり、水田の管理もされており、特に問題はないと感じました。3号は、親子間ということで、息子さんが管理されており、特に問題はないと感じております。</p>
会 長	<p>4号について、11番 玉田委員 もしくは 串崎推進委員 お願いします。</p>
玉田委員	<p>串崎委員と事務局とで現地確認をいたしました。先ほど事務局より説明があったとおりでございますので、よろしくお願いします。</p>
会 長	<p>以上で、第3条申請についての説明が終わりました。皆様方から何かご意見なりご質問がございましたらお願いします。ございませんか。</p> <p>無いようですので、採決に入ります。 第3条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～挙手 多数～</p>
会 長	<p>ありがとうございました。以上で農地法第3条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。</p>
会 長	<p>続きまして、議第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、農地法第5条申請について、説明いたします。 農地法第5条申請は、農地の所有者など権利を有する者から他の者が</p>

	<p>権利を取得して、農地以外の用途に転用したいというものです。</p> <p>1号について、説明いたします。  申請地は、三隅町向野田〇〇の田、面積は150㎡です。  場所は〇〇です。  申請地は、農用地域外、農地区分は第3種農地に該当します。  当該申請の転用目的は個人住宅で、周囲は住宅化が進んでいる地区で、影響は無いように思われます。  なお、申請者が当該土地の登記簿上の地目は「宅地」と思っておられましたが、申請の手続き中に、地目が「田」のままとなっていることが判明し、顛末書を10ページに添付しております。</p> <p>2.3号について、現地が同じ場所にあるため、一括して説明いたします。  2号の申請地は三隅町岡見〇〇の田他1筆、面積は1,108㎡です。  3号の申請地は、三隅町岡見〇〇の畑、101㎡です。  場所は、〇〇です。  申請地は、農用地域外、都市計画区域内の用途指定なしで、農地区分は第2種農地に該当いたします。  当該申請の転用目的は、2号、3号とも駐車場です。</p> <p>4号について、説明いたします。  申請地は、河内町〇〇の田、面積は636㎡です。  場所は、〇〇です。  申請地は、農用地域内、都市計画区域外の農地区分は第2種農地に該当します。  転用目的は、長見トンネル工事に従事する作業員の利用施設として「トイレ・風呂ユニット兼駐車場」としての3年間の一時転用で、工事現場から近く、有効な広さを確保できるため選定されました。  隣接する土地に耕作中の農地はなく、雨水についても道路側溝へ流すため周辺への影響はないとのことです。  また、敷地には砂利等を敷設し、砂や泥が流れないようにし、周辺への影響がないよう配慮するとのことです。</p> <p>農地法第5条申請については、以上4件でございます。</p> <p>会長  ただ今、第5条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>玉田委員  1号について、11番 玉田委員 もしくは 串崎推進委員 お願いします。</p> <p>串崎委員と事務局とで現地確認をいたしました。  写真のとおり、砂利を敷いてあるということで、顛末書のとおりでやむを得ないということでありました。よろしく申し上げます。</p>
--	---

会 長	2号、3号について、一括して 17番 渡辺委員 もしくは 岡田推進委員 お願いします。
渡辺委員	先日現地を確認いたしました。 〇〇の駐車場になるということで、特に問題はないと思います。
会 長	4号について、19番 松山委員 もしくは 長野推進委員 お願いします。
松山委員	先日、事務局と現地を確認しましたが、問題はないと思います。
会 長	以上で、第5条申請について全て説明が終わりました。 ご意見、ご質問がありましたらお願いします。ございませんか。
会 長	無いようですので、採決に入りたいと思います。 第5条申請についてご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。
委 員	～挙手 多数～
会 長	ありがとうございました。以上で農地法第5条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。
会 長	議第4号、転用統制外証明願について、事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>転用統制外証明願、いわゆる非農地証明願についてご説明いたします。</p> <p>非農地証明は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、農地法が施行された昭和27年10月1日以前から、農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災害により被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄により20年以上放置し再び農地として利用される可能性の無いものなどに対して農業委員会が認めて交付されるものです。地目変更登記申請などに必要な証明です。</p> <p>1号の申請地は、国分町〇〇他1筆の畑、面積1,086㎡です。 場所は、〇〇です。 当該申請地は、昭和年月日不詳より耕作はされていないという案件で</p>

<p>会 長</p>	<p>す。</p> <p>2号の申請地は、三隅町井野〇〇の畑、面積2,357㎡です。 場所は、〇〇です。 当該申請地は昭和年月日不詳より耕作はされていないという案件です。</p> <p>3号の申請地は、三隅町室谷〇〇他1筆の田、面積240㎡です。 場所は、〇〇です。 当該申請地は、昭和年月日不詳より耕作はされていないという案件です。 転用統制外証明願は、以上3件です。</p> <p>ただ今、事務局から転用統制外証明願についての説明がありましたが、担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>1号について、14番 中田委員 もしくは 河野推進委員 お願いします。</p>
<p>中田委員</p>	<p>河野委員、事務局と現地確認を行いました。 写真のとおり、現地山林となっておりますのでよろしくをお願いします。</p>
<p>会 長</p>	<p>2.3号について、5番 川本委員 もしくは 小川推進委員 お願いします。</p>
<p>川本委員</p>	<p>先日、小川委員、事務局と現地確認を行いました。 写真のとおりであり、問題ないと思います。よろしくをお願いします。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。以上で、転用統制外証明願についての説明が全て終わりました。 皆様方から何かご意見なり、ご質問なり、ございましたらお願いします。ございませんか。</p>
<p>三浦委員</p>	<p>3号についてお伺いします。 ここは、棚田の景観が素晴らしいところであり、浜田市の棚田としての価値を認めておられると思うのですが、この棚田の一画が山林化していくことにつて、地域の方はどのように思っておられるか、みんなで守ろうという動きはなかったのでしょうか。 今まで、汗水を流して棚田を守ってこられました。 ここに、耕作放棄地の年月日不詳とありますが、調べればいつまで棚田を守ってこられたか、わかると思います。 それを踏まえて経過を教えてくださいたいと思います。</p>

会 長	川本委員、小川推進委員、現地について、景観等の話を聞かれたことがありますでしょうか。
小川推進委員	この写真は、小さい棚田で以前は耕作されていました。耕作者もだんだんと高齢となって、耕作できなくなりこのような状況になっています。手前のところは、地元の方が水田を直して耕作されています。今回の申請地は耕作困難な状況となっています。
会 長	今後、農業委員さん、推進委員さんとして、どのようにしていかれるか話が出ていますか。
小川推進委員	地元の方が他の土地も買って保全されている状況です。また、写真の下の青いところの棚田へは、水利が大変だということで麦をまいておられるなど、農地の保全を図る工夫をされています。
会 長	地域、農業委員、推進委員として努力はしているが、この申請地については、維持管理は困難ということですか。
小川推進委員	今後、維持管理は困難と思います。我々が、いくら守ってくださいと言っても、守る方がいなくなったのが現状だと思います。
会 長	事務局からコメントはありませんか。
事務局	市としてもこの場所に、このような条件で、耕作者をすぐに見つけることは困難な状況です。
会 長	このような状況であります。しかし、三浦委員に理解を求めることは難しいかもしれませんが、いかがでしょうか。
三浦委員	実際に高齢化が進んでおり、機械が入らないということなので、十分理解しました。しかし、浜田の政策として、浜田百選という名勝地なので、違う観点からの支援ができればと思います。さきほど、麦という話が出ましたが、色々と英知を出して検討していただきたいのが一つですし、県立大学の先生たちが学生と棚田で酒米を作り、酒を造った経緯もあります。その地域の人だけで守るのではなく



	<p>て、応援してくれる人たちも中にはおられるかもしれませんが、もう少し政策的に棚田を守ろうという機運で盛り上げてもらえればと思うのが感想です。</p>
会 長	<p>では採決に入ります。転用統制外証明願につきまして、ご承認される方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～挙手 多数～</p>
会 長	<p>ありがとうございました。以上で転用統制外証明願については承認されましたので、そのように処理をいたします。 続きまして、協議、報告事項について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、公共事業による廃土処理届出書について報告いたします。 届出地は〇〇他 3 筆の田畑、合計面積 9,123 m<sup>2</sup>です。 場所は、〇〇です。 浜田県土整備事務所が広域基幹林道整備事業金城弥栄線第 2 工区その 11 道路工事外に伴う廃土処理を行うもので、廃土期間は、完了時期を令和 4 年 3 月末まで延長するものとなっています。 埋め立て後は、農地として整備し、土地所有者に返還する計画となっています。</p> <p>続いて、認定電気通信事業者等が行う農地転用届の報告をいたします。 届出地は、周布町〇〇の田、522 m<sup>2</sup>の内 16.88 m<sup>2</sup>です。 場所は、〇〇です。 この届出は、令和 3 年 5 月 10 日から令和 3 年 7 月 31 日を工事期間として、携帯電話の基地局を増設する計画です。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
会 長	<p>以上、報告が 2 件ありましたが、この件につきまして、皆様方から何かありましたらお願いします。</p>
領家推進委員	<p>自分の近くにも携帯電話のアンテナが立っているのですが、これは許可が必要なのですか。</p>
事務局	<p>農地に設置される場合は、許可が必要であり、業者が手続きされます。事前に申請されて、承認後着工ということになります。</p>

会 長	<p>そのほかについて、皆様方から何かありましたらお願いします。 ほかにありませんか。 無いようですので、その他事務局からありましたらお願いします。</p>
事務局	<p>総会終了後、農林業支援センターによる「人・農地プランの実質化」 について研修会を行いますので、よろしくお願いします。</p>
会 長	<p>以上を持ちまして、第3回総会を終了します。</p>

終了 午前10時15分